

総行マ第102号  
令和6年10月18日

各都道府県住民基本台帳担当部長  
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長  
各指定都市住民基本台帳担当部長  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長  
殿

総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室長  
(公 印 省 略)

出生の届書と個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書の  
一体化について (通知)

平素よりマイナンバーカードの普及促進等に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新生児のマイナンバーカードの取得につきましては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、「1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出に併せて申請できるよう、2024年12月までに様式、手続等の見直しをする。」とされており、本年9月13日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第285号）を公布し、出生の届書（以下「出生届」という。）と併せて個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（以下「個人番号カード交付申請書等」という。）を提出する場合に交付申請者の出頭を免除する規定を整備するとともに、今般、出生届に個人番号カード交付申請書等を一体化した様式を作成し、法務省より戸籍届書の標準様式の一部改正に係る通達が別添のとおり発出されたところです。

新生児のマイナンバーカードは、マイナ保険証としての利用のため速やかに交付する必要性が高いことから、円滑にカードの交付申請が行われるよう御留意願います。なお、従前の出生届につきましても、当分の間用いることが可能であり、個人番号カード交付申請書等を併せて提出することにより、出生届の提出と併せたカードの交付申請が可能である旨を申し添えます。

都道府県におかれましては、以上について、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

**【連絡先】**

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室  
担 当：康乗係長、河部事務官、坪田事務官  
電 話：03-5253-5366（直通）  
メール：[juki@soumu.go.jp](mailto:juki@soumu.go.jp)